

全弓連発第 27-31 号
平成 27 年 6 月 5 日

地 連 会 長 各位

公益財団法人 全日本弓道連盟
会 長 石 川 武 夫



準則の運用における学生会員に対する対応について

さる 4 月 28 日開催の説明会でもご説明したとおり、今回策定した矢羽の使用に関する準則は、自主的な証明書の作成・携行を通じて、弓道関係者の意識を改革し、もって違法な矢羽を流通の場から排除し、密猟や密輸等を根絶することを目的とするものであつて、準則に違反した者の処分を本旨とするものではありません。

従いまして、この点もご説明したとおり、開会式等での準則の目的・意義の説明・指導については、各地連において十分に行っていただきたいところですが、監査については、現時点では、証明書の携行を確認する程度に留めることとし、違反者に対する対応としても、直ちに矢の使用を禁じる等の厳しい措置を講じるのではなく、まずは準則を守ってもらうよう注意するなどの緩やかな対応をお願いしております。これらのこととは、準則の運用マニュアルにも記載してあるとおりですので、改めてご確認ください。

また、今回の準則は、法令遵守という目的の実現に向けて、全日本弓道連盟の加盟団体の会員のすべてを対象としているものです。中学生・高校生・大学生等の学生会員についても、地連への会員登録がされている以上は、準則の対象となるものであります。ご存知のとおり、実際に学生等がワシ・タカ類の羽根を使用している例は少ないということも事実です。この点、高体連関係の大会についてはご配慮いただきたく、特に矢羽に関しては、学生会員に対する指導が高体連からもなされますので、高体連の通達がある場合は、これを優先していただけるようお願いいたします。

以上